第10回 まちづくり委員会 事項書

平成27年10月28日(水)午後7時~ 小山田地区市民センター会議室

1. 会長あいさつ	【時間配分の目安】
2. 委員会規約及び専門部会規約について	[5分]
3. 前回のふりかえりと今日の進め方について	[5分]
4. グループ討議 ―― 話し合う内容の検討(前回の続き)	
1)各グループで話し合っていくために、知りたいこと、調べたいことについて 話し合います。	[40分]
2)また、「まち歩き」で見たい場所について話し合います。	[20分]
5. 全体討議 —— 発表・共有 1)各グループで話し合った内容を発表してもらいます。	〔10分〕
T/ ログルークで配び口づたPi音と光弦びでもういよう。	(10)))
6. その他(今後の進め方、連絡事項など)	〔5分〕

【今後の予定】次回の役員会平成27年11月16日(月)午前9時30分~次回のまちづくり委員会平成27年11月25日(水)午後7時~

小山田地区まちづくり構想策定について

小山田地区まちづくり構想策定委員会 会長 矢田 義秀

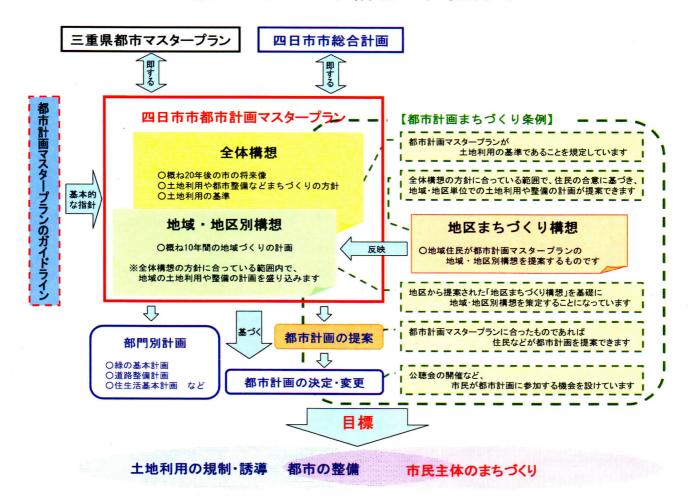
平成26年11月18(火)に「小山田地区まちづくり構想策定委員会」(以下まちづくり委員会と略す)が約2年間の自治会による準備を経て立ち上がり、月に1回程度まちづくり委員会を開催し、まちづくり構想策定を進めています。

これは、小山田地区の将来について地域住民が主体となり、地域の資源(自然、歴史、文化等)整理し、将来のまちづくりの目標や方向性を策定し市に提案を行うものです。

提案を受けた市は、構想内容を反映させ、概ね 10 年間の地域づくりの計画である「都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)」を策定することにより、地域住民と市が協働によりまちづくりを行います。

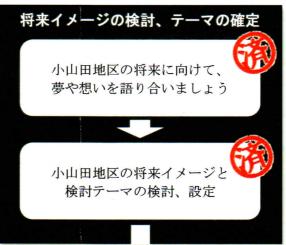
引き続き、四日市市都市計画課及びコンサルタントの助言を受け、議論をしながらまちづくり構想を策定し、住みやすく明るい活力のある小山田地区にしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

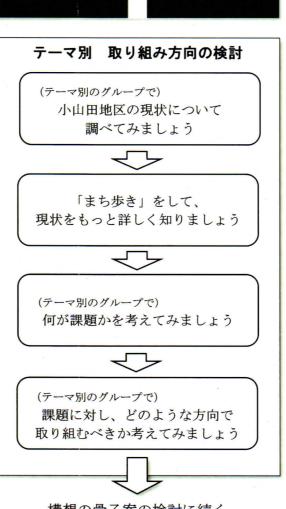
地区まちづくり構想の位置付け



小山田地区まちづくり構想 策定の流れ

---- 大まかな流れ ----まちづくり委員会の立ち上げ 小山田地区の現状把握と 課題の整理 検討テーマの設定 地区の将来イメージの検討 【テーマ別】 取り組み方向の検討 まちづくり構想 骨子案の作成 【テーマ別】 具体的アイデアの検討 まちづくり構想 素案の作成 住民からの意見聴取 まちづくり構想の完成





構想の骨子案の検討に続く

左の「大まかな流れ」は、標準的な流れを示したものです。 まちづくり委員会の中で、その都度、流れについて共 通理解をしながら進めていきましょう。

(左下に続きます)

小山田地区まちづくり構想策定委員会規約(改正案)

(名称)

第1条 この会の名称は、小山田地区まちづくり構想策定委員会(以下「まちづくり委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 小山田地区に住む私たち住民は、地域住民の自発的な発想と行動を基本理念とし、まちづくりを行うため、小山田地区の将来像を描いた「小山田地区まちづくり構想」を策定し、これに取り組む。

(委員)

- 第3条 まちづくり委員会は、次の者で構成する。
 - (1) 地域活動を推進する当地域の団体から推薦された者。
 - (2) <u>当</u>地区内に居住し、地域社会づくりの識見と意欲を有する者。<u>ただし、</u>まちづくり委員会が行う一般公募に応じた者とする。
 - (3) まちづくり委員会が特に必要と認めた者。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、<u>毎年4月1日(ただし、平成26年度は就任の日から。)</u>から 翌年の3月31日までの<u>1年間とする。ただし、任期は、委員辞任の申し出が</u> ない限り、満了後も自動更新するものとする。

(役員)

- 第5条 まちづくり委員会には、会長1名、副会長2名、書記1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 書記は、会務の記録を作成管理する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、原則として委員の任期によるものとし、辞任等の申し出がない 限り、年度更新されるものとする。

(役員会)

- 第7条 役員による会議(以下「役員会」という。)は、まちづくり委員会が円滑に進行できるよう必要に応じて会長が召集し、その議長となる。
 - 2 会長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(会議)

- 第8条 まちづくり委員会の会議は、必要に応じ会長が召集し、会議の議長となる。
 - 2 まちづくり委員会は、 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 まちづくり委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があるときは、協議内容に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 まちづくり委員会は、小山田地区まちづくり構想策定委員会専門部会を設けることができる。

(辞任の申出)

第10条 委員がその任期途中に辞任しようとするときは、その旨を会長に申し出るものとする。

(事務局)

第11条 まちづくり委員会の事務は、小山田地区団体事務局が行う。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、まちづくり委員会の運営に必要な事項は、役員会で協議のうえ決定する。

附則

この規約は、平成26年11月18日から施行する。

この規約は、平成27年 月 日から施行する。

小山田地区まちづくり構想策定委員会専門部会規約(改正案)

(名称)

第1条 この会の名称は、小山田地区まちづくり構想策定委員会規約第9条に基づいて 設置し、小山田地区まちづくり構想策定委員会専門部会(以下「専門部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 専門部会は、小山田地区まちづくり構想の課題内容について、より専門的に研究、協議することを目的とする。

(部会委員及び組織構成)

- 第3条 専門部会の委員(以下「部会委員」という。)は、まちづくり委員で構成する。
 - 2 専門部会は、課題内容により複数設置することができる。
 - 3 専門部会には、それぞれの部会委員の互選により、部会長、副部会長及び部会 書記を各1名置くものとする。
 - 4 部会長は、会務を総理し、本部会を代表する。
 - <u>5</u> 副部<u>会</u>長は、部<u>会</u>長を補佐し、部<u>会</u>長に事故のあるとき又は部<u>会</u>長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 部会書記は、会務の記録を作成管理する。

(会議)

- 第4条 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が召集し、会議の議長となる。
 - 2 部<u>会</u>長は、必要があるときは、<u>当該部会委員のほか</u>協議内容に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 専門部会の事務は、小山田地区団体事務局が行う。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、<u>専門</u>部会の運営に関して必要な事項は、まちづくり委員会の役員会で協議のうえ決定する。

附則

この規約は、平成26年11月18日から施行する。

この規約は、平成27年 月 日から施行する。